四　補助金（第二条第七号から第九号までに掲げる事業であつて、内閣総理大臣が適当と認めるものに限る。） 五　［略］ ［4・5　略］	四　補助金（第二条第七号から第十号までに掲げる事業であつて、内閣総理大臣が適当と認めるものに限る。） 五　［同上］ ［4・5　同上］
備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五十四号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
（別表）		（別表）	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
第五号に該当する事業等	農地整備 水利施設整備 農地防災 農村整備 農業用水保全の森づくり事業	第五号に該当する事業等	農地整備事業 農業基盤整備促進事業 農業農村整備実施計画策定事業 水利施設整備事業 農業水利施設保全合理化事業 草地畜産基盤整備事業 農地防災事業 広域農業用水適正管理対策事業 地域用水環境整備事業 水質保全対策事業 農業集落排水事業 農村集落基盤再編・整備事業 農地環境整備事業 農業用水保全の森づくり事業

［略］	［略］
［同上］	［同上］ 畜産環境総合整備事業 農道整備事業 ［同上］
備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五十五号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）第十九条第三項の規定に基づき、沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものを次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）第十九条第三項の規定に基づき、沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものは、陸運事務所に置かれる運輸企画専門官とする。

○内閣府告示第五十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次のように変更することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年三月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第二　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項	第二　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
一　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方	一　教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方